

監 第 49 号
令和 6 年 9 月 5 日

京都市長 様

京都市監査委員

令和 5 年度健全化判断比率審査意見及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に規定する標記
の意見を別冊のとおり提出します。

令和 5 年度

健全化判断比率審査意見
及び資金不足比率審査意見

京都市監査委員

令和5年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和6年8月27日

京都市監査委員 山 本 恵 一

同 青 野 仁 志

同 山 添 洋 司

同 高 橋 一 浩

目 次

第1 審査の実施	1
1 審査の種類	1
(1) 健全化判断比率審査	1
(2) 資金不足比率審査	1
2 審査の対象	1
(1) 健全化判断比率審査	1
(2) 資金不足比率審査	1
3 審査の着眼点	1
4 審査の主な実施内容	1
5 審査の期間	2
6 審査の実施場所	2
7 審査を実施した監査委員	2
第2 審査の結果	3
1 健全化判断比率審査	3
(1) 健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成	3
(2) 健全化判断比率の分析	5
ア 実質赤字比率	5
イ 連結実質赤字比率	7
ウ 実質公債費比率	9
エ 将来負担比率	11
2 資金不足比率審査	14
(1) 資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成	14
(2) 資金不足比率の分析	14

表記に関する注意事項

- 注 1 表中に用いる金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として1,000円未満を四捨五入して表示した。
- 2 文中及び表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨てて表示した。
- 3 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「－」は該当数値がないものを示す。

第 1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

1 審査の種類

- (1) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）
- (2) 資金不足比率審査（同法第 22 条第 1 項）

2 審査の対象

- (1) 健全化判断比率審査

令和 5 年度決算における次の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

ア 実質赤字比率

イ 連結実質赤字比率

ウ 実質公債費比率

エ 将来負担比率

- (2) 資金不足比率審査

令和 5 年度決算における次の特別会計に係る資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

ア 京都市中央卸売市場第一市場特別会計

イ 京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計

ウ 京都市農業集落排水事業特別会計

エ 京都市土地区画整理事業特別会計

オ 京都市水道事業特別会計

カ 京都市公共下水道事業特別会計

キ 京都市自動車運送事業特別会計

ク 京都市高速鉄道事業特別会計

3 審査の着眼点

- (1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法が法令等の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その算定過程が正確であるか。
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適切に作成されているか、また、その計数が正確であるか。

4 審査の主な実施内容

総務省作成の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」により、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類と関係部局が所管する関係帳簿及び証書類とを照合するとともに、質問調査を行った。

5 審査の期間

令和6年6月3日から同年8月27日まで

6 審査の実施場所

監査事務局執務室

7 審査を実施した監査委員

監査委員 山 本 恵 一

同 青 野 仁 志

同 山 添 洋 司

同 高 橋 一 浩

第2 審査の結果

1 健全化判断比率審査

(1) 健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成

健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成について、法令等の趣旨に沿って適正に行われていると認めた。

令和5年度決算における健全化判断比率の算定結果及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準等は、次のとおりである。

（表1）令和5年度決算における健全化判断比率

（単位：％）

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算 定 結 果	—	—	11.8	140.5
早 期 健 全 化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財 政 再 生 基 準	20.00	30.00	35.0	
(参考) 令和4年度算定結果	—	—	11.9	148.6

また、健全化判断比率等の対象となる会計等は、次のとおりである。

(表 2) 健全化判断比率等の算定対象会計等

区 分				比率の算定対象会計等												
一般会計等	一般会計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率								
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計														
		土地取得特別会計														
		市公債特別会計														
		市立病院機構病院事業債特別会計														
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計													
			介護保険事業特別会計													
			後期高齢者医療特別会計													
	公営企業に係る特別会計	法非適用	中央卸売市場第一市場特別会計													
			中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計													
			農業集落排水事業特別会計													
			土地区画整理事業特別会計													
		法適用	水道事業特別会計													
			公共下水道事業特別会計													
			自動車運送事業特別会計													
			高速鉄道事業特別会計													
	一部事務組合・広域連合 (京都府後期高齢者医療広域連合、関西広域連合等)															
	地方公社・第三セクター、地方独立行政法人等 (京都市土地開発公社、京都御池地下街株式会社等)															

注 1 「法適用」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」はそれ以外の公営企業である。

2 資金不足比率は、公営企業ごとに算定される。審査の結果は、「2 資金不足比率審査」のとおり。

(2) 健全化判断比率の分析

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である実質赤字比率について、当年度は、前年度と同様に実質赤字額がなかったため発生していない。

(表 3) 実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円、%)

年 度	令和5年度	令和4年度	対前年度増△減
実 質 赤 字 額 A	—	—	—
標 準 財 政 規 模 B (注)	417, 479, 761	412, 907, 930	4, 571, 831
実 質 赤 字 比 率 A/B	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	11. 25		
財 政 再 生 基 準	20. 00		

注 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算して求められる。

本市の一般会計等に当たる会計の実質収支額の状況は、次のとおりである。

当年度は、前年度と同様に各会計で実質収支が黒字又は均衡することとなったため、実質赤字額は生じていない。

(表 4) 一般会計等の会計別実質収支額の対前年度比較

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	対前年度 増△減額
一般会計	8,492,451	7,706,629	785,822
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
土地取得特別会計	—	—	—
市公債特別会計	—	—	—
市立病院機構病院事業債特別会計	—	—	—
合 計	8,492,451	7,706,629	785,822

注 実質収支額の算定上、事業繰越及び支払繰延に係るものを翌年度へ繰り越すべき財源に含めて控除しているため、各会計における決算の実質収支額と一致しないものがある。

イ 連結実質赤字比率

全会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の合計である連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である連結実質赤字比率について、当年度は、前年度と同様に連結実質赤字額がなかったため発生していない。

(表 5) 連結実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円、%)

年 度	令和5年度	令和4年度	対前年度増△減
連 結 実 質 赤 字 額 A	—	—	—
標 準 財 政 規 模 B	417, 479, 761	412, 907, 930	4, 571, 831
連結実質赤字比率 A／B	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	16. 25		
財 政 再 生 基 準	30. 00		

本市の各会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の状況は、次のとおりである。

当年度は、各会計で実質収支に赤字又は資金の不足が生じなかったため、連結実質赤字額は生じていない。

(表 6) 各会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の対前年度比較

(単位：千円)

会 計 名		令和5年度	令和4年度	対前年度 増△減額
実 質 収 支 額	一般会計	8,492,451	7,706,629	785,822
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
	土地取得特別会計	—	—	—
	市公債特別会計	—	—	—
	市立病院機構病院事業債特別会計	—	—	—
	国民健康保険事業特別会計	736,041	2,771,425	△2,035,384
	介護保険事業特別会計	2,627,298	4,351,620	△1,724,322
	後期高齢者医療特別会計	820,402	842,488	△22,086
	小 計 A	12,676,192	15,672,162	△2,995,970
資 金 剰 余 額 又 は 不 足 額 (公営企業に係る特別会計)	中央卸売市場第一市場特別会計	558,494	935,300	△376,806
	中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—	273,852	△273,852
	農業集落排水事業特別会計	1,000	—	1,000
	土地区画整理事業特別会計	1,040,655	295,124	745,531
	水道事業特別会計	6,881,895	7,094,967	△213,072
	公共下水道事業特別会計	9,620,133	4,804,340	4,815,793
	自動車運送事業特別会計	1,297,258	—	1,297,258
	高速鉄道事業特別会計	—	—	—
	小 計 B	19,399,435	13,403,583	5,995,852
合 計 A + B		32,075,627	29,075,745	2,999,882

注 実質収支額の算定上、事業繰越及び支払繰延に係るものを翌年度へ繰り越すべき財源に含めて控除しているため、各会計における決算の実質収支額と一致しないものがある。

ウ 実質公債費比率

地方債の元利償還金と準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は、実質公債費比率算定上の分子及び分母からそれぞれ控除する。）である実質公債費比率については、直近3箇年の平均値をとることとされており、当年度は11.8%で、前年度に比べ0.1ポイント下降しており、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

（表7）実質公債費比率算定結果の対前年度比較

（単位：千円、%、ポイント）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度の単年度実質公債費比率	元 利 償 還 金 A	46,755,300	47,258,123	46,610,811	43,935,614
	準 元 利 償 還 金 B	75,464,388	76,705,653	75,705,608	78,655,783
	A、Bに充当することのできる特定の歳入 C	26,888,760	25,659,040	27,652,180	28,904,992
	A、Bに係る基準財政需要額算入額 D	52,916,387	53,111,463	52,563,779	50,900,771
	標 準 財 政 規 模 E	405,033,797	424,382,561	412,907,930	417,479,761
	単年度実質公債比率	12.04557	12.17258	11.68340	11.67160
	$\frac{A+B-C-D}{E-D}$	$\frac{42,414,541}{352,117,410}$	$\frac{45,193,273}{371,271,098}$	$\frac{42,100,460}{360,344,151}$	$\frac{42,785,634}{366,578,990}$
実質公債費比率 (3箇年平均)	令和5年度		11.8		
	令和4年度	11.9			
	対前年度比増△減	△ 0.1			
早期健全化基準		25.0			
財政再生基準		35.0			

令和5年度の単年度の実質公債費比率は、元利償還金が減少したこと及び元利償還金、準元利償還金に充当することのできる特定の歳入が増加したことなどから、11.67160%となり、前年度に比べて0.01180ポイント下降している。この比率が令和2年度の単年度の比率を下回っているため、3箇年平均の実質公債費比率についても下降している。

準元利償還金の内容は、次のとおりであり、主なものは満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するものである。

(表8) 準元利償還金の内容

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	55,696,323	57,272,618	56,820,747	59,240,412
②	一般会計等以外の会計への繰入金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	19,110,572	18,658,876	18,227,202	18,742,857
③	加入組合等への補助金又は負担金のうち、当該組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	—	—	—	—
④	債務負担行為に基づく支出のうち、地方財政法第5条各号に規定する経費に係るもの	657,420	769,961	657,659	672,514
⑤	一時借入金の利子	73	4,198	—	—
準元利償還金B (①～⑤合計)		75,464,388	76,705,653	75,705,608	78,655,783

エ 将来負担比率

一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は控除する。）で除した比率である将来負担比率について、当年度は 140.5%となり、前年度に比べ 8.1 ポイント下降しており、早期健全化基準を下回っている。

（表 9）将来負担比率算定結果の対前年度比較

（単位：千円、%、ポイント）

年 度	令和5年度	令和4年度	対前年度増△減
将 来 負 担 額 A	1,868,149,898	1,883,071,019	△14,921,121
充 当 可 能 財 源 等 B	1,352,921,428	1,347,294,652	5,626,776
標 準 財 政 規 模 C	417,479,761	412,907,930	4,571,831
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	50,900,771	52,563,779	△1,663,008
将 来 負 担 比 率 $\frac{(A-B)}{(C-D)}$	140.5	148.6	△8.1
早 期 健 全 化 基 準	400.0		

将来負担額の内容は、表 10 のとおりであり、主なものは一般会計等に係る地方債現在高や、退職手当支給予定額などである。また、充当可能財源等の内容は、表 11 のとおりであり、主なものは将来負担額に充当できる基金残高などである。

将来負担額が減少し、充当可能財源等が増加したことなどから、将来負担比率は前年度に比べ下降している。

(表 10) 将来負担額の内容

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和4年度	対前年度 増△減額
①	一般会計等の地方債現在高	1,530,014,544	1,545,924,452	△15,909,908
②	債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方 財政法第5条各号に規定する経費に係るもの 〔PFI事業に係る経費のうち建設事業費相 当額、依頼土地の買戻しに係る経費等〕	6,016,606	7,290,058	△1,273,452
③	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充 てる一般会計等からの繰入必要見込額	233,817,540	236,872,390	△3,054,850
④	加入組合等の地方債の元金償還に充てる当該団 体からの負担等見込額	—	—	—
⑤	退職手当支給予定額のうち、一般会計等におけ る実質的な負担見込額 〔年度末において職員全員が自己都合退職 した場合に、一般会計等が負担すると見 込まれる退職手当支給額〕	95,391,954	92,247,285	3,144,669
⑥	設立した一定の法人の負債の額 (土地開発公社及び地方独立行政法人の負債の 額)	2,183,336	624,932	1,558,404
	その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況 を勘案した一般会計等の負担見込額 〔損失補償を行う出資法人等の債務、公的 保証期間の保証債務及び制度融資に係る 金融機関の貸付に係る損失補償債務の うち、一般会計等が負担すると見込まれ る額〕	725,918	111,902	614,016
	当該地方公共団体が受益権を有する信託のう ち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した 一般会計等の負担見込額	—	—	—
	その者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一 般会計等の負担見込額	—	—	—
⑦	連結実質赤字額	—	—	—
⑧	加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一 般会計等における実質的な負担見込額	—	—	—
将来負担額A (①～⑧合計)		1,868,149,898	1,883,071,019	△14,921,121

(表 11) 充当可能財源等の内容

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和4年度	対前年度 増△減額
⑨	表10の①から⑥に充てることができる基金残高 $\left(\begin{array}{l} \text{①から⑥に充てることができると認めら} \\ \text{れる基金残高のうち、現金・預金及び国} \\ \text{債・地方債・政府保証債等として保有し} \\ \text{ているものの額} \end{array} \right)$	262,668,510	231,814,338	30,854,172
⑩	表10の①から⑥に充てることができる特定の歳入の見込額 $\left(\begin{array}{l} \text{①から⑥に充てることができると認めら} \\ \text{れる国庫支出金や公営住宅の使用料、地} \\ \text{方債を財源とする貸付金の償還金、都市} \\ \text{計画税収入などの見込額} \end{array} \right)$	381,774,568	392,959,034	△11,184,466
⑪	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 $\left(\begin{array}{l} \text{地方債現在高等のうち、将来普通交付税} \\ \text{算定上の基準財政需要額として算入され} \\ \text{ると見込まれる額} \end{array} \right)$	708,478,350	722,521,280	△14,042,930
充当可能財源等 B (⑨～⑪合計)		1,352,921,428	1,347,294,652	5,626,776

2 資金不足比率審査

(1) 資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成

資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成について、法令等の趣旨に沿って適正に行われていると認めた。

令和5年度決算における資金不足比率の算定結果及び財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準等は、次のとおりである。

(表 12) 令和5年度決算における資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	算定結果	経営健全化 基 準	(参考) 令和4年度 算定結果
中央卸売市場第一市場特別会計	—	20.0	—
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—		—
農業集落排水事業特別会計	—		—
土地区画整理事業特別会計	—		—
水道事業特別会計	—		—
公共下水道事業特別会計	—		—
自動車運送事業特別会計	—		—
高速鉄道事業特別会計	—		—

(2) 資金不足比率の分析

公営企業に係る会計ごとに資金不足額を事業の規模で除した比率である資金不足比率について、当年度は、前年度と同様に各会計で資金不足額がなかったため発生していない。